

**法律案（内閣提出第一九一号）
厚生省設置法の一部を改正する法律
案（内閣提出第一九二号）**

自治府設置法案（内閣提出第一九三号）

總理府設置法の一部を改正する法律
案(内閣是出第一九五号)

案(内閣提出第一九五号)
行政機構改革に関する件
警察予備隊に関する件

○八木委員長 これより会議を開きます。

審査の必要上、今後の行政機構改革の方針並びに概要について、野田国務大臣より總括的な責任ある説明を求め

○野田國務大臣　わが国の行政機構

は、戦争中及び戦後を通じ、驚くべき

ほど複雑膨大化したのであります。これを整理合理化し、わが國現在の國

力にふさわしい簡素かつ能率的なもの

することは、現内閣成立以来その基本政策の一つとして鋭意、努力して來

たところであります。前国会において

て、政府は官庁職員の大額縮減を提案し、約十万に及ぶ定員の削減が行われ

たのであります。右に引続き、今國

会には、行政機構の簡素化を提案することいたしました。

今回の機構改革は、さきに政府の諸

議会の答申、及び政令改正諮問のため

の委員会の答申、並びに公私各種の意

見を参考として、政府において慎重研究を重ねた結果立案されたものであ

りまして、單に機構の簡素化をはかるのみならず、各行政機關によるする責任

ののみでなく、各行政機関における責任体制を明確ならしめ、行政機構をして

全体としてまとまりのある活動をなさ

しめる等の点に留意し、かつまた不和を生じぬよう努力する。この見地から、機構改革の立案にあたつては、次の諸点をその主要な基準とし、その事務は関係各省に分属せしめることになります。

第一に、各種行政委員会は、審判的機能を主とするものを除き、これを廢止し、その事務は内閣に集中することになります。

第二に、総理府は別とし、各省の外局たる所は、審判的機能を主とするものの外、原則としてこれを廢止し、各省の内局または附屬機関とすることになります。

第三に、各府省の官房及び局中に置かれる部の制度を廢止することになります。

第四に、總理府は、内閣の首長として行政各部を指揮監督する總理大臣の補佐機関たるにふさわしい内容のものとし、現存の各種行政事務は、できるだけこれを各省に分属せしめることであります。

第五に、行政監察制度を整備強化することになります。

第六に、治安関係の機構を整備することになります。

第七に、電気通信事業は、企業經營の原則にのつとり、これを公共企業体とすることになります。

第八に、以上のはか各府省の内部機構及び地方出先機関を、できるだけ簡素化することになります。

以上の諸基準に基いて立案された各府省等の設置法改正案として国会に提出されますが、これを総括して申し上げますと、現在府省の数は、経済安定措

本部を含めて十四であります。新規構においてはこれが十二となります。またいわゆる行政委員会の数は、現在二十三あるものが十四となり、外局たる府は、現在の二十三が十一となります。各府省を通じて、局の数は現在の九十二が十八を減じて七十四となり、府省の数では約一割五割、局の数においては現在百二十九あるものが、大幅に減少して四十五となります。すなわち、府省の数では約一割五割、局の数では約五割、局及び部の数でも同じく約五割に近い縮減であります。

次に、改革の内容について主要なものをお申し上げますと、委員会で廢止されるものは、統計、全国選挙管理、公益事業、地方財政、外因為替管理、電波監理、中央更生保護、証券取引、公認会計士管理及び外資の十委員会であります。また府で廢止されるのは、入国審査廳、國稅廳、引揚援護廳、食糧廳、林野廳、資源廳、中小企業廳、海上保安廳、航空廳、經濟調査廳等であり、印刷廳、造幣廳及び工業技術廳は附屬機關となります。從来内閣法による機関として國家行政組織法の適用外に置かれていた人事院は、總理府の外局となる人事委員会となり、また警察事務廳と海上保安廳とを統合した組織として新たに總理府に保安廳が設置されましたが、経済安定本部は廢止され、別に經理府に經済審議庁が設置されますが、これは主として重要經濟問題について調査企画をする機関であります。法務府は各省と同じく法務省となり、法務省は法務大臣となり、また現在の三長官制を廢止して、事務次官を置くこととなります。なお法務府の法制意見局は、各局は、これを内閣に移して法制局と

し、名実ともに内閣の法律顧問的役務を果さることといたしました。電気通信省は公共企業体となりますので、甲斐電気通信部門は分離して、別に政府出資の特殊会社となります。

冒頭に申し述べました通り、人員の整理についてはすでに前国会において相当数の縮減を行つておりますので、今回の機構改革に伴つてさらに第二次に機関縮減を行ふ考えはないのであります。ですが、調達庁、経済調査庁、経済安定本部のように事務が廃止または減少されるところにおきましては、相当数の人員減が必要となります。その他石油統制の解除に伴うもの等を加算いたしますと、約三千五百人の人員縮減が行なわれることとなります。これらの要退職者に対する措置といたしましては、多數人員の整理を必要とする官庁については明年三月末まで、その他の官庁については本年十二月末まで、それぞれ定員外の制度を設けて、整理の円滑化をはかりますとともに、本年十二月末までに退職する者に対しては、前回の行政整理の場合と同様、八割増の退職手当を支給することといたしております。

今回の改革は行政機構の全般にわたつて行われますため、現行の各府省官庁の設置法等の改正を要するもの十八件、新たに設置法の制定を要するもの十一件、関係法令の整理のための立法四件、その他国家行政組織法、定員法及び退職手当に関する法律の改正を必要といたしますので、合計三十六の法律案が国会に提案されることとなつております。これらの法律案は、いずれも本年七月一日から施行される予定であります。機構改正の実施に伴い、

すでに成立施行されております本年度予算との調整の問題がります。この点につきましては、行政機関相互間において事務の移動の行われるものについては、予算総則の定める移用の手続によります。また新設の官庁または拡増になる事務については、予備費の使用によりまかなることとなります。廃官廈等による予算の節約額については、目下大蔵省当局において計算中でありますので、その結果をまつて御報告いたしたいと存じます。なお、新設日本電信電話公社の予算については、今年度を限り、すでに成立した電気通信特別会計予算によることとし、この限度においては同公社を行政機関として取扱う措置をとることとしたとしております。

以上が、今回政府で決定しました行政機構改革案の大要であります。複雑膨大化した現行機構を簡素合理化するためには、ぜひともなし遂げねばならない措置であります。機構改革の具体的構想については、さきに申し上げましたごとく、各方面にいろ／＼の案があり、政府におきましても、各種の案につき慎重に検討いたしました結果、現実の事態に照して最も妥当と考えられる案を決定いたしたのであります。何とぞ政府の意とするところを御了察の上、関係各法律案につき、十分の御審議あらんことをお願いいたします。

国土総合開発	国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)及び国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
電源開発調査審議会	電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百五号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
資源調査会	資源調査会設置法(昭和二十七年法律第二百五号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
第十六条の二及び第十六条の三を削る。	「統計委員会」
第十七条中	「公正取引委員会」
公益事業委員会	全国選舉管理委員会
国家公安委員会	首都建設委員会
地方財政委員会	土地調整委員会
外國為替管理委員会	国家人事委員会
首都建設委員会	「公正取引委員会」
国家公安委員会	国家人事委員会
土地調整委員会	土地調整委員会
外國為替管理委員会	国家人事委員会
第十七条中	に改める。
公益事業委員会	外國為替管理委員会
国家公安委員会	首都建設委員会
地方財政委員会	土地調整委員会
外國為替管理委員会	国家人事委員会
首都建設委員会	「公正取引委員会」
国家公安委員会	国家人事委員会
土地調整委員会	土地調整委員会
外國為替管理委員会	国家人事委員会
第十八条中「又は政令」を削り、同条の表を次のよう改める。	「公正取引委員会」
(私的領占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号))	北海道開発庁
行政管理庁	宮内庁
特別調達庁	自治庁
財務省	調達庁
行政管理庁	宮内庁
北海道開発庁	北海道開発庁
行政管理庁	宮内庁
地方自治庁	経済審議庁
第十八条中「又は政令」を削り、同条の表を次のよう改める。	「公正取引委員会」
(私的領占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号))	警察法(昭和二十二年法律第二百九十六号)
国家公安委員会	土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十九号)
国家人事委員会	国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)
宮内庁	宮内庁法(昭和二十一年法律第七十号)

調達厅	調達厅設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)
行政管理厅	行政管理厅設置法(昭和二十三年法律第七十七号)
北海道開発庁	北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)
自治庁	自治庁設置法(昭和二十七年法律第一号)
保安庁	保安庁法(昭和二十七年法律第一号)
経済審議厅	経済審議厅設置法(昭和二十七年法律第一号)

附 則	この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
	第二に現存の外局につきましては、
	○ 銀本政府委員ただいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を説明いたします。
	御承知のことく、現在総理府には、十の行政委員会と五つの庁が外局として設置されており、総理府の所掌する行政事務の範囲は、非常に広く、かつ多岐にわたっておりますが、総理府の内閣の首長としての総理大臣を長とする機関たるにふさわしいものとするため、各外局の行政事務は、できるだけこれを各省に分属せしめるとともに、新たに国家公務員に関する事務、経済施策の総合調整に関する事務等を加えることとし、かつこれらの事務を遂行する機構についても、現在の複雑膨大な機構を極力整理簡素化し、事務処理の能率化をはかる必要がありますので、今回この法律案を提出することとしたのであります。
	次に改正の要旨を申し上げますと、まず第一に内部部局につきましては、大臣官房賃勧部及び統計局の人口部、
	○ハ木委員長 次に自治庁設置法案、内閣提出第一九三号について、提案理由の説明を聽取いたします。岡野国務

大臣

自治庁設置法案
自治庁設置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、自治庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として自治庁を設置する。

(自治庁の任務)

2 自治庁の長は、自治庁長官として、国務大臣をもつて充てる。

(自治庁の運営)

第三条 自治庁は、民主政治の基礎をなす地方自治及び公職選挙等に関する各種の制度の企画及び立案並びにその運営の指導に当るとともに、国と地方公共団体との連絡及び地方公共団体相互間の連絡協調を図り、もつて、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に資することを任務とする。

(自治庁の権限)

第四条 自治庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む)に従つてなされなければならぬ。

(自治庁の権限)

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をする。

(自治庁の権限)

二 収入金を徴収し、及び所掌事務の執行を聽取いたします。

務の遂行に必要な支払をすること。
 三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
 四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。
 五 不用財産を処分すること。
 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
 七 職員の厚生及び保健のために必要な施設を設置し、及び管理すること。
 八 職員に貸與する宿舎を設置し及び管理すること。
 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を收集し、頒布し、又は刊行すること。
 十 自治庁の公印を制定すること。
 十一 地方自治及び民主政治の普及徹底その他所掌事務の周知宣伝を行うこと。
 十二 地方公共団体の財務に關係ある事務について報告を徵取し調査し、及び助言すること。
 十三 内閣が国会に対して行う地方財政の状況に関する報告の原案を作成すること。
 十四 都道府県に関する直接請求の結果、都道府県の議会の会議の結果、都道府県の予算及び決算並びに条例の制定又は改廃に關する報告を受理すること。
 十五 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）によつて確

立される地方公務員制度の原則に沿つて運営されるよう協力し、及び技術的助言をすること。
 十六 町村職員恩給組合の模範規約を定め、町村職員恩給組合に示すこと。
 十七 公職の候補者が選舉に関する政見放送に關し、その回数、日時等放送に必要な事項を定めること。
 十八 選舉関係の訴訟の提起等について裁判所の長より通知を受け、及び判決が確定したとき判決書原本の送付を受けること。
 十九 政党、協会その他の団体がその代表者又は主幹者及び会計責任者を選出した場合において、その届出を受理すること。
 二十 選挙、投票及び最高裁判所裁判官の国民審査の普及宣伝をすること。
 二十一 地方公共団体の負担を伴う法令案及び経費の見積書について、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対して意見を申し出ること。
 二十二 地方財政平衡交付金の総額を見積ること。
 二十三 地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の分配額を決定し、及びこれを交付すること。
 二十四 地方財政平衡交付金の額の算定の基礎についての地方公共団体の審査の請求を受理し、及びこれを審査すること。
 二十五 内閣が国会に提出する地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額の原案を作成すること。

二十六 地方債の発行を許可すること。
 二十七 当せん金附証票を発売することができる市を指定し、及び地方公共団体の行う当せん金附証票の発売を許可すること。
 二十八 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うこと。
 二十九 地方公共団体の課税権の帰属その他地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合において、決定し、又は裁決すること。
 三十 附加価値税の課税標準とすべき附加価値の分割に関する更正又は決定について、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対して指示すること。
 三十一 市町村が行う市町村民税の課税標準とすべき所徴及び所得税額の変更について許可すること。
 三十二 固定資産税の課税標準とすべき固定資産の評価について技術的援助及び助言を與えること。
 三十三 地方公共団体の法定外普通税の新設又は変更を許可すること。
 三十四 内閣総理大臣の権限に属する左に掲げる事項について内閣総理大臣を補佐すること。
 イ 国家行政組織法第十六条第一項の規定による地方公共團

体の長の申出を受理し、これに關する調査を行い、関係各大臣に対して必要な指示をし、その他適當な措置を講ずること。
 ロ 地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに關する都道府県知事の処分の届出を受理すること。
 ハ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十六条の規定による手続を探ること。
 ニ 地方自治法第二百四十七条の規定による手續を探ること。
 ハイ 次長は、自治庁長官を助け、庶務を整理すること。
 ハツ 次長は、自治庁長官を助け、庶務を整理すること。
 ハツ（次長）
 第七条 次長は、自治庁長官を助け、庶務を整理すること。
 第八条 参與は、重要な庶務に関し、自治庁長官に対し意見を申し述べる。
 第九条 参與は、地方法令の施行に關する事務を左に掲げる事務をつかさどる。
 一 長官官房の所掌事務
 二 長官の官印及び印を管守すること。
 三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教育及び訓練に關すること。
 四 自治庁の機構、定員及び運営に關して調査し、企画し、及び立案すること。

（内部部局）
 第五条 自治庁に、長官官房及び左の四部を置く。
 行政部 選挙部 財政部 稅務部
 第六条 自治庁に、次長一人及び参与十人以内を置く。
 （特別な職）
 第七条 次長は、自治庁長官を助け、庶務を整理すること。
 第八条 参與は、重要な庶務に関し、自治庁長官に対し意見を申し述べる。
 第九条 参與は、地方法令の施行に關する事務を左に掲げる事務をつかさどる。
 一 長官官房の所掌事務
 二 長官の官印及び印を管守すること。
 三 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教育及び訓練に關すること。
 四 自治庁の機構、定員及び運営に關して調査し、企画し、及び立案すること。
 五 所管行政の考査を行ふこと。
 六 所管行政の総合調査を行ふこと。
 七 法令案その他公文書類の審査

を行うこと。

八 公文書類を接受し、発送し、
編集し、及び保存すること。

九 国と地方公共団体との一般的
連絡に関すること。

十 広報に関すること。

十一 経費及び収入の予算及び決
算を作成し、会計事務を行い、
並びに会計を監査すること。

十二 国有財産及び物品を管理す
ること。

十三 職員の衛生、医療その他の
福利厚生に関すること。

十四 所管行政に関する調査、統
計の作成及び資料の収集につい
て部内の調整を図ること。

十五 地方公共団体の財務に関する
事務について報告を収取
し、調査し、及び助言すること。

十六 地方公共団体の求めに応じ
て当該地方公共団体の行政及び
財政に関する総合的な調査を行
うこと。

十七 前各号に掲げるもの外、地
自治庁の所掌事務のうち他部の
所掌に属しないものに関するこ
と。

十八 地方公団体の求めに応じ
て部内の調整を図ること。

十九 地方公団体の財務に関する
事務について報告を収取
し、調査し、及び助言すること。

二十 地方公団体の行政及び
財政に関する総合的な調査を行
うこと。

二十一 地方公団体の求めに応じ
て部内の調整を図ること。

二十二 地方公団体の財務に関する
事務について報告を収取
し、調査し、及び助言すること。

二十三 地方公団体の行政及び
財政に関する総合的な調査を行
うこと。

二十四 地方公団体の求めに応じ
て部内の調整を図ること。

二十五 地方公団体の財務に関する
事務について報告を収取
し、調査し、及び助言すること。

二十六 地方公団体の行政及び
財政に関する総合的な調査を行
うこと。

二十七 地方公団体の求めに応じ
て部内の調整を図ること。

二十八 地方公団体の行政及び
財政に関する総合的な調査を行
うこと。

二十九 地方公団体の求めに応じ
て部内の調整を図ること。

三十 地方公団体の行政及び
財政に関する総合的な調査を行
うこと。

三十一 地方公団体の求めに応じ
て部内の調整を図ること。

臣の権限の行使について補佐す
ること。
四 地方公共団体の組織及び運営
に関する制度を企画し、及び立
案すること。

五 行政書士法（昭和二十六年法
律第四号）の施行に関すること。
六 地方公務員に関する制度を企
画し、及び立案すること。

七 地方公共団体の人事行政に対
して協力し、及び技術的助言を
行うこと。

八 町村職員恩給組合及び町村職
員恩給組合連合会に関する事務
を処理すること。

九 地方職員共済組合に関する事
務を処理すること。

十 前各号に掲げるものの外、地
方自治法及びその他の法律に基
く自治庁長官の地方行政に関す
る権限の行使に関すること。

十一 前各号に掲げるものの外、地
方選挙法（昭和二十五年法律第
百四号）及び同法の規定を準
用する法律に基づく選挙に関する
権限の行使に関すること。

十二 前各号に掲げるものの外、地
方選挙法及びその他の法律に基
く自治庁長官の選挙等に関する
権限の行使に関すること。

十三 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十四 前各号に掲げるものの外、公
職選挙法及びその他の法律に基
く自治庁長官の選挙等に関する
権限の行使に関すること。

十五 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十六 前各号に掲げるものの外、地
方選挙法及びその他の法律に基
く自治庁長官の選挙等に関する
権限の行使に関すること。

十七 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十八 前各号に掲げるものの外、地
方選挙法及びその他の法律に基
く自治庁長官の選挙等に関する
権限の行使に関すること。

十九 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十一 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十二 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十三 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十四 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十五 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十六 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

並びにその制度を企画し、及び
立案すること。

四 一の地方公共団体のみに適用
される特別法の制定のための授
票に関する調査を行い、資料を企
画し、並びにその制度を企
画し、及び立案すること。

五 前各号に掲げる選挙、投票及
び最高裁判所裁判官の国民審査
の施行準備に関すること。

六 第一号から第四号までに掲げ
る選挙、投票及び最高裁判所裁
判官の国民審査の普及宣伝に関
すること。

七 地方競馬、自転車競技及び
ボート競走を行うことができる
市町村の指定に関するこ
と。

八 地方競馬、自転車競技及び
ボート競走を行うことができる
市町村の指定に関するこ
と。

九 前各号に掲げるものの外、地
方財政交付金法、地方財政
基盤法に関する法律（昭和二十
五年法律第百七十九号）の施行
に関すること。

十 前各号に掲げるものの外、公
職選挙法及びその他の法律に基
く自治庁長官の選挙等に関する
権限の行使に関すること。

十一 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十二 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十三 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十四 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十五 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十六 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十七 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十八 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

十九 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十一 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十二 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十三 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十四 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

二十五 前各号に定めるものを除く
外、中央選挙管理委員に関するこ
と。

四 地方財政平衡交付金の減額又
は返還に関すること。

五 地方債の発行を許可するこ
と。

六 法定外普通税の新設又は変更
の許可に関すること。

七 前各号に掲げるものの外、地
方税法及びその他の法律に基
く法定外普通税に關する權
限の行使に関すること。

八 自治庁長官の地方税に關する權
限の行使に関すること。

九 國又は都道府県知事が評議す
る固定資産の指定その他の事務
に關すること。

十 地方財政審議会の組織

十一 地方財政審議会に、地方財政審
議会を置く。

十二 委員は、地方自治に關して優れ
た識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十三 前項の委員のうちには、左に掲
げる者をもつて組織する。

十四 委員は、地方自治に關して優れ
た識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十五 委員は、地方自治に關して優れ
た識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十六 委員は、地方自治に關して優れ
た識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十七 委員は、地方自治に關して優れ
た識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十八 委員は、地方自治に關して優れ
た識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十九 委員は、地方自治に關して優れ
た識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十 委員は、地方自治に關して優れ
た識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十一 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十二 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十三 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十四 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十五 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十六 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十七 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

五 國又は都道府県知事が評議す
る固定資産の指定その他の事務
に關すること。

六 法定外普通税の新設又は変更
の許可に関すること。

七 前各号に掲げるものの外、地
方税法及びその他の法律に基
く法定外普通税に關する權
限の行使に関すること。

八 自治庁長官の地方税に關する權
限の行使に関すること。

九 國又は都道府県知事が評議す
る固定資産の指定その他の事務
に關すること。

十 地方財政審議会の組織

十一 地方財政審議会に、地方財政審
議会を置く。

十二 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十三 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十四 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十五 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十六 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十七 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十八 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

十九 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十一 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十二 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十三 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十四 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十五 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十六 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十七 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

二十八 委員は、地方自治に關して優
れた識見を有する者のうちから、内
閣総理大臣が任命する。

六 委員は、非常勤とする。

七 委員は、再任されることができ
る。

八 委員は、非常勤とする。

九 委員は、再任されことができ
る。

十 委員は、非常勤とする。

十一 委員は、再任されことができ
る。

十二 委員は、非常勤とする。

十三 委員は、再任されことができ
る。

十四 委員は、非常勤とする。

十五 委員は、再任されことができ
る。

十六 委員は、再任されことができ
る。

十七 委員は、再任されことができ
る。

十八 委員は、再任されことができ
る。

十九 委員は、再任されことができ
る。

二十 委員は、再任されことができ
る。

二十一 委員は、再任されことができ
る。

二十二 委員は、再任されことができ
る。

二十三 委員は、再任されことができ
る。

二十四 委員は、再任されことができ
る。

二十五 委員は、再任されことができ
る。

二十六 委員は、再任されことができ
る。

二十七 委員は、再任されことができ
る。

二十八 委員は、再任されことができ
る。

二十九 委員は、再任されことができ
る。

三十 委員は、再任されことができ
る。

その意に反して罷免されることがない。

一 心身の故障のため職務を遂行するに堪えないとき。

二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があるとき。

2 委員が前項各号の一に該当するときは、内閣総理大臣は、

当該委員を罷免することができ

る。但し、前条第三項の委員につ

いては、あらかじめ、それぞれ當該委員を推薦した地方公共団体の長及び議会の議長の各連合組織の意見を聞かなければならぬ。

(地方財政審議会の付議事項)

第十七条 自治府長官は、自治府の所掌事務のうち、左に掲げる事項について、地方財政審議会の議

に付し、その意見を尊重しなければならない。

一 地方財政平衡交付金の配分に

関する命令の立案に関するこ

と。

二 各地方公共団体に交付すべき

地方財政平衡交付金の配分額の決定又は変更に関すること。

三 地方財政平衡交付金の交付額の減額又は返還並びにこれに関する異議申立てについての決定に

関すること。

四 地方財政平衡交付金の額の算出の基礎についての地方公共団体の審査の請求の審査並びに交付金の額の減額等の聽聞に基く処分に関すること。

五 地方財政の状況報告案及び地方公共団体の翌年度の歳入歳出総額の見込額の原案の作成に関する事項

(意見の申出)

すること。

六 地方公共団体の課税権の帰属その他の地方税法の規定の適用について関係地方公共団体の長が意見を異にする場合における決定又は裁決に関すること。

七 市町村民税のうち法人税割の分割に関する裁定又は裁決に関すること。

八 固定資産の評価基準並びに固定資産の評価基準額の配分に

関すること。

九 固定資産の価格、配分の調整又は固定資産の価格の決定若しくは配分に関する異議の申立ての決定に関すること。

十 法定外普通税の新設又は変更の許可及び地方債の発行の許可に関すること。

十一 都道府県の行う事業について市町村が負担すべき金額の更正に関すること。

十二 地方公共団体の負担を伴う重要なものについての意見に関すること。

十三 当せん金附証票を発売することができる市の指定及び地方公共団体の行う当せん金附証票の発売の許可に関すること。

十四 地方競馬、自転車競技及びモーターボート競走を行うことのできる市町村を指定すること。

十五 前各号に掲げるものの外、自治府長官が地方財政審議会の付議事項に付することを適当と認めた事項

第十八条 地方財政審議会は、毎年度国の予算に計上される地方財政平衡交付金に関する、自治府長官に意見を申し出ることができる。

2 地方財政審議会は、國、都道府県及び市町村相互の間における財政並びにこれに影響を及ぼす諸関係の調整について、自治府長官及び関係機関に対して意見を申し出ることができる。

(地方財政審議会の会長)

第十九条 地方財政審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

(地方財政審議会の会長)

第二十条 地方財政審議会に会長は、委員三人以上の同意をもつて定める。

(地方財政審議会の議事等)

第二十二条 地方財政審議会の議事は、委員三人以上の同意をもつて定める。

(地方財政審議会の議事等)

第二十三条 自治府に置かれる職員の任免、昇給、懲戒その他の人事管理に関する事項については、國家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)の定めるところによる。

(職員)

第二十四条 自治府に置かれる職員は、別に法律で定める。

2 附則

2 任命その他の事項については、地方自治法第二百五十五条の定めるところによる。

○岡野国務大臣 自治府設置法案につきまして、その提案の理由及び主要な事項の概略を御説明申し上げます。

政府はさきに、講和條約効果後的新情勢に対応するため、戦前戦後を通じ複雑膨大化した行政機構の簡素化を決定し、その一環として地方自治庁、地方財政委員会及び全国選舉管理委員会を統合し、新たに自治府を設けることとしたのであります。

政府はこれまで国政民主化の基盤である地方自治の拡充強化と公職選挙の普及徹底について、特に意を用いて

来たのであります。現在、これらに関する事務は、地方自治庁、地方財政委員会及び全国選舉管理委員会において

それが、これらの事務は相互に密接な関連を持ち統一的に処理することが適當でありますので、ここに政府は、以上の三機関を統合することとし、自治府設置法案を提案いたしました次第であります。

2 附則

2 本法律の内容についてその概要を御説明申し上げます。まず自治府の任務であります、自治府は、民主政治の基盤をなす地方自治及び公職選挙等に関する各種の制度の企画立案並びにその運営の指導に当るとともに、国と地方公共団体相互間の連絡協調をはかり、もつて地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に資することを任務とする行政機関であります。

2 本法律の内容についてその概要を御説明申し上げます。まず自治府の任務であります、自治府は、現在地方自治庁及び地方財政委員会の所掌する事務と現在全国選舉管理委員会の所掌する事務のうち、

参議院全国選出議員の選挙の管理に関

する事務を除いた事務をあわせて処理いたすこととしております。次に自治庁の組織ですが、この点につきましては自治庁の所掌事務を遂行するにあたつて、地方公共団体の意向を十分に反映せしめ、事務処理にあたつて公正的確を期し、もつて民主的なかつ、能率的な行政を確保することを期したのであります。すなわち自治庁は、国務大臣をもつて長官といたしますとともに、地方公共団体の長及び議会の議長の各全国的連合組織の代表者並びに学識経験者を参画とし、自治庁の庶務全般にわたつて意見を聞くこととしたのであります。また別に地方公共団体の長及び議会の議長の各全国的連合組織より共同推薦した者より任命された委員三人並びに学識経験者のうちから任命された委員一人をもつて組織する地方財政審議会を置くことにいたのであります。

地方財政審議会については、まず第一に自治庁長官が、地方財政平衡交付金の配分等、地方財政に関する事務を処理するにあたつて、あらかじめその議に付し、その意見を尊重しなければならないこととし、第二に地方財政平

衡交付金の総額の見積りについて自治

庁長官に、国・都道府県及び市町村相互の間ににおける財政及びこれに影響を及ぼす諸関係の調整について、自治庁長官及び関係機関に対し、意見を申し出ることが可能のこととしたのであります。

自治庁の内部部局といしましては

長官官房のほか、行政、選舉、財政及び税務の四部を置くこととしたしまし

た。

なお参議院全国選出議員の選挙の管

理事務につきましては、公職選舉法に

いたすこととしております。

所要の改正を加えまして、新たに中央選舉管理委員を設けましてこれに行わ

ることとし、またこれに最高裁判所

の国民審査の管理事務をもあわ

せることとし、またこれに最高裁判所

の附屬機関として置くことにいたしてお

ります。

このほか附屬機関として地方自治法

の定めるところによりまして、自治紛

争調停委員を置くことにいたしてお

ります。

最後に本法は今次の行政機構改革実

施の期日と歩調を合せ、本年七月一日

からこれを施行することとしているの

であります。

以上自治省設置法案の提案の理由及

びその内容の概略を御説明申し上げた

次第であります。何とぞ慎重御審議の

上、すみやかに議決あらんことを切望

いたします。

吉武國務大臣。

○八木委員長　次に厚生省設置法の一

部を改正する法律案、内閣提出第一九

二号について、提案理由の説明を聽取

いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法

律案

厚生省設置法の一部を改正する法

律案

厚生省設置法（昭和二十四年法律第

五百一一号）の一部を次のよう更改

正する。

目次中「第一節 内部部局（第六条

第十四条）」を「第一節 内部部局

（第六条—第十四条の二）」に、「第三

節 地方支分部局（第三十条—第三十

九条）」を「第三節 地方支分部局（第

三十一条—第三十九条の十）」に、「第一

第五条第四十七号を次のように改め

る。

三十八　保健婦、助産婦及び看護婦

の養成所を指定し、並びに保健婦、

助産婦及び看護婦の試験、免許及

び登録を行い、免許を取り消し、

六十三　戦傷病者戦没者遺族等援助

法（昭和二十七年法律第

号）の規定によるものとし、障害年金

等を受ける権利を裁定し、障害年

金の額を改定し、及び不服申立てに

ついて裁決をすること。

六十四　未復員者給與法（昭和二十

二年法律第百八十二号）及び特別

未帰還者給與法（昭和二十三年法

律第二百七十九号）の定めるところにより、療養の必要な有無を認定し、療養の基準を定め、及び障害の程度を認定すること。

六十五　所掌事務に係る価格等の統

制を行うこと。

第六条第一項中「六局」を「七局」と、

「保険局」を「引揚援護局」に改め、

同条第二項を削る。

第七条を次のように改める。

（特別な職）

第七条　大臣官房に統計調査監一人

及び国立公園監一人を置く。

2　統計調査監は、命を受けて、次

条第十三号及び第十四号に掲げる

事務を掌理する。

3　国立公園監は、命を受けて、次

条第十五号から第二十号までに掲

げる事務を掌理する。

4　引揚援護局に次長二人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整

理する。

5　第八条第二項及び第三項を削る。

第九条第一項に次の二号を加え、

同条第二項を削る。

21　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

22　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

23　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

24　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

25　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

26　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

27　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

28　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

29　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

30　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

31　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

32　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

33　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

34　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

35　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

36　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

37　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

38　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

39　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

40　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

41　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

42　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

43　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

44　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

45　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

46　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

47　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

48　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

49　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

50　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

51　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

52　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

53　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

54　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

55　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

56　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

57　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

58　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

59　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

60　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

61　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

62　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

63　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

64　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

65　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

66　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

67　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

68　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

69　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

70　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

71　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

72　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

73　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

74　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

75　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

76　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

77　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

78　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

79　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

80　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

81　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

82　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

83　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

84　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

85　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

86　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

87　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

88　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

89　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

90　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

91　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

92　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

93　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

94　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

95　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

96　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

97　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

98　前各号に掲げる事務に係

る価格等の統制に関すること。

99　前各号に掲げる事務に係

第十四条の二、引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

一 内地以外の地域から内地に引き揚げる者に対する応急援護を行ふこと。

二 内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護を行ふこと。

三 引揚者の引揚先における更生補導を行うこと。

四 戰傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局の主管に属するものを除く。

五 旧軍人軍属の復員手続に関する事務。

六 旧軍人軍属中の状況不明者の調査及び死亡者の処理に関する事務。

七 未復員者給與法及び特別未帰還者給與法に基く給與の実施に関する事務。

八 前三号に掲げるものの外、旧陸海軍の残務の整理に関する事。

第十五条中「国立教護院」を「国立教護院」に改める。

「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改め、同表中「社会保険審査会」を決定及び保険料その他の徴収金等について不服を審査すること、「社会保険審査会」を

健康保険、船員保険及び厚生年金保険等についての処分に関する不服を審査すること。

「地区統括官事務所」を削り、「地区統括官事務所」により「議決し、及び厚生大臣に対しても意見を述べること。

第三十条中「駐在防疫官事務所」を削り、「地区統括官事務所」を復員連絡局地方に改める。

舞鶴地方引揚援護局及び復員連絡局地方に改める。

第二十九条を次のように改める。

(援護所)

第二十八条 援護所は、引揚者及び送還者に対し応急援護を行う機関とする。

三 援護所の内部組織は、厚生省令で定める。

四 援護所は、神奈川県に置く。

五 援護所の内部組織は、厚生省令で定める。

六 援護所は、厚生省令で定める。

七 援護所は、厚生省令で定める。

八 援護所は、厚生省令で定める。

九 援護所は、厚生省令で定める。

十 援護所は、厚生省令で定める。

十一 援護所は、厚生省令で定める。

十二 援護所は、厚生省令で定める。

十三 援護所は、厚生省令で定める。

十四 援護所は、厚生省令で定める。

十五 援護所は、厚生省令で定める。

十六 援護所は、厚生省令で定める。

十七 援護所は、厚生省令で定める。

十八 援護所は、厚生省令で定める。

十九 援護所は、厚生省令で定める。

二十 援護所は、厚生省令で定める。

二十一 援護所は、厚生省令で定める。

二十二 援護所は、厚生省令で定める。

第二章第三節第一款を次のように改める。

第一款 削除

第三十一条から第三十三条まで 削除

第三十五条の表中国医務出張所の項中「広島県佐伯郡大竹町」を「広島市」に改める。

第二章第三節第三款の次に次の三款を加える。

第四款 舞鶴地方引揚援護局

(所掌事務)

第三十九条の二 舞鶴地方引揚援護

局は、本省の所掌事務のうち引揚援護及び旧軍人軍属の復員に関する事務を分掌する。

第五款 復員連絡局

(復員連絡局支部)

第三十九条の六 復員連絡局支部

は、復員連絡局の所掌事務を分掌する。

第六款 地方復員部

(復員連絡局支部)

第三十九条の四 舞鶴地方引揚援護局の内部組織は、厚生省令で定める。

第七款 復員連絡局及び復員連絡局支部

第三十九条の五 復員連絡局は、本省の所掌事務のうち旧陸軍に関する第十四条の二第五号、第六号及び第八号に掲げる事務を分掌する。

第八款 地方復員部

(所掌事務)

第三十九条の六 地方復員部は、本省の所掌事務のうち旧海軍に関する第十四条の二第五号から第八号までに掲げる事務を分掌する。

第九款 管轄区域

第三十九条の七 復員連絡局及び復員連絡局支部の内部組織は、厚生省令で定める。

名 称 位 置 管 轄 区 域

東部復員連絡局 東京都 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県

中部復員連絡局 大阪市 石川県・富山県・福井県・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山县・兵庫県・神奈川県・三重県・群馬県・新潟県

西部復員連絡局 福岡市 川県・岡山县・高知県・愛媛県・鹿児島県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県

東部復員連絡局 大阪市 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県

中部復員連絡局 福岡市 石川県・富山県・福井県・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山县・兵庫県・神奈川県・三重県・群馬県・新潟県

西部復員連絡局 福岡市 川県・岡山县・高知県・愛媛県・鹿児島県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県

第三十九条の八 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の九 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の十 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の十一 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の十二 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の十三 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の十四 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の十五 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の十六 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の十七 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の十八 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の十九 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の二十 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の二十一 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の二十二 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

第三十九条の二十三 地方復員部の名稱、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

舞鶴地方復員部	佐世保市	佐世保地方復員員
舞鶴市	鹿児島県 長崎県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県	(内部組織)
	佐賀県 山形県 大分県 宮崎県	第三十九条の十 地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。
	滋賀県 新潟県 富山県 石川県 福井県	第三章を次のよう改める。
		第四十条及び第四十一条 削除

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 年政令第二百二十四号)は、廃止す

る。

3 この法律施行の際引揚援護庁に勤務する職員は、別に辞令が発せられない限り、厚生省の本省の相

当の職員となるものとする。

○吉武國務大臣 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申しあげます。

今回の改正は、政府の行政機構改革に関する方針に基きまして、厚生省の機構の簡素化をはかるとするものでありまして、改正の要点を申し上げますと、その第一は、引揚援護庁を廃止し、厚生省の内部部局である統計調査部、国立公團部及び環境衛生部を廃止することとしたこと、その第二は、厚生省の内部部局である駐在防疫官事務所を廃止し引揚援護庁の地方支分部局である引揚援護局、復員連絡局及び地方復員部をそれへ厚生

第三章 削除

附則 第四十二条第一項第一号を同項第七号

とし、同項第二号を同項第八号と

し、同項に第一号として次の一号を

加える。

一 「学校」とは、学校教育法(昭

和二十二年法律第二十六号)第

一条に定める学校及び同法第八

十三条に定める各種学校をい

い、「学校教育」とは、これらの学

校における教育をいう。

二 条第一項第三号を同項第二号

とし、同項第四号を同項第三号と

し、同号の次に次の一号を加える。

三 「大学教育」とは、大学における教育をいう。

四 第二条第二項及び第三項を削る。

第五条を次のよう改める。

(文部省の任務)

第六条 文部省は、学校教育、社会

教育、学術及び文化の振興及び普

及を図ることを任務とし、これら

の事項及び宗教に関する国の行政

事務を一体的に遂行する責任を負

う行政機関とする。

第七号までを次のよう改める。

八 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

九 文部省設置法の一部を改正する

法律

一 文部省設置法の一部を改正する法

律案

二 文部省設置法の一部を改正する

法律

三 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

四 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

五 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

六 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

七 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

八 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

九 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

一〇 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

一一 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

一二 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

一三 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

一四 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

一五 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

一六 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

一七 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

一八 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

一九 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二〇 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二一 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二二 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二三 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二四 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二五 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二六 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二七 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二八 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二九 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二〇 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二一 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二二 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二三 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二四 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二五 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二六 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二七 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二八 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二九 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二〇 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二一 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二二 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二三 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二四 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二五 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二六 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二七 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二八 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二九 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二〇 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二一 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二二 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二三 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二四 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二五 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二六 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二七 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二八 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二九 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二〇 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二一 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二二 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二三 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二四 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二五 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二六 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二七 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二八 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二九 文部省設置法(昭和二十四年法律第

百四十六号)の一部を次のよう改

する。

二〇 文部省設置法(昭和二十四年法律第</p

「調査局」に改め、同条第二項を削る。

第七条から第十二条までを次のうちに改める。

(大臣官房の事務)

第七条 大臣官房においては、文部省の所掌事務で他部局及びつかさどる。

- 一 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他的人事並びに教育及び訓練に関すること。
- 二 内部部局の職員の衛生・醫療その他福利厚生に関すること。
- 三 教育・学術又は文化に功績ある者の顕彰に関すること。
- 四 機密に関すること。
- 五 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 六 機構及び定員に関して、調査し、企画し、及び立案すること。
- 七 所管行政の総合調整を行うこと。
- 八 教育・学術・文化又は宗教に関する法人(学校法人及び宗教法人を除く。)の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可に関する事務について連絡調整すること。
- 九 法令案その他の公文書類の審査を行うこと。
- 十 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。
- 十一 監察に関する事務。
- 十二 各部局の準備した予算案を作成する等予算に関する事務。
- 十三 経費及び收入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。

十四 行政財産及び物品を管理すること。

十五 前各号に掲げるものの外、文部省の所掌事務で他部局及びつかさどる。

第六条 初等中等教育局(初等中等教育局の事務)

は、左の事務をつかさどる。

- 一 地方教育行政に関する制度について企画し、並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する制度を企画し、指導、助言及び勧告を與えること。
- 二 地方教育費に関する資料を収集し、及び企画すること。
- 三 地方公務員たる教育関係職員の任命、給與その他の身分取扱に関する制度について企画し、並びにこれらの制度の運営に関する企画し、指揮、助言及び勧告を與えること。
- 四 機密に関する事務。
- 五 大臣の官印及び省印を管守すこと。
- 六 機構及び定員に関して、調査し、企画し、及び立案すること。
- 七 所管行政の総合調整を行うこと。
- 八 教育・学術・文化又は宗教に関する法人(学校法人及び宗教法人を除く。)の設立の認可基準を作成する等これらの法人の認可に関する事務について連絡調整すること。
- 九 法令案その他の公文書類の審査を行うこと。
- 十 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。
- 十一 監察に関する事務。
- 十二 各部局の準備した予算案を作成する等予算に関する事務。
- 十三 経費及び收入の決算を作成し、会計事務を行い、及び会計を監査すること。

十一 初等中等教育に関する保健指導に関する資料を作成し、及び利用すること。

十二 学校における保健に関する教材、教具等の解説目録及び教材に関する資料を作成し、及び利用すること。

十三 初等中等教育のための補助に関する事務。

十四 大学教育のための補助に関する事務。

十五 大学教育のための補助に関する事務。

十六 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

十七 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。

十八 左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

十九 初等中等教育に関する保健指導に関する資料を作成し、及び利用すること。

二十 初等中等教育に関する保健指導に関する資料を作成し、及び利用すること。

二十一 初等中等教育のための補助に関する事務。

二十二 大学教育のための補助に関する事務。

二十三 大学教育のための補助に関する事務。

二十四 大学教育のための補助に関する事務。

二十五 大学教育のための補助に関する事務。

二十六 大学及び研究機関の研究結果の頒布を援助すること。

二十七 国立自然教育園及び史料館を管理し、及び運営すること。

二十八 左のような方法によつて、大学教育及び学術のあらゆる面について、教育職員、研究者その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を與えること。

二十九 初等中等教育に関する保健指導に関する資料を作成し、及び利用すること。

三十 初等中等教育のための補助に関する事務。

三十一 初等中等教育のための補助に関する事務。

三十二 初等中等教育のための補助に関する事務。

三十三 初等中等教育のための補助に関する事務。

三十四 初等中等教育のための補助に関する事務。

三十五 初等中等教育のための補助に関する事務。

三十六 初等中等教育のための補助に関する事務。

三十七 初等中等教育のための補助に関する事務。

三十八 初等中等教育のための補助に関する事務。

三十九 初等中等教育のための補助に関する事務。

四十 初等中等教育のための補助に関する事務。

四十一 初等中等教育のための補助に関する事務。

四十二 初等中等教育のための補助に関する事務。

四十三 初等中等教育のための補助に関する事務。

四十四 初等中等教育のための補助に関する事務。

四十五 初等中等教育のための補助に関する事務。

学校その他の機関に関する予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行ふこと。

三 大学教育及び学術の振興に関する事務。

四 大学教育のための補助に関する事務。

五 大学教育のための補助に関する事務。

六 大学の行う通信教育に関する事務。

七 教育職員の免許、養成及び大学における現職教育並びに研究者の養成に関する企画し、企画し、及び援助と助言を與えること。

八 学徒の奨学について企画し、並びに学徒の奨学、厚生及び辅导に関する事務。

九 国立教育研究所、緯度観測所、統計数理研究所及び国立遺伝学研究所に関する予算案の準備その他の他部局に属しない事務を行ふこと。

十 日本学術会議その他の学術団体との連絡に関する事務。

十一 研究機関及び研究者に対する学術の振興のための補助に関する事務。

十二 国費による在外研究員及び内地研究員並びに大学教授の国際交換のための候補者の選考に関する事務。

十三 外国人留学生の教育に関する事務。

十四 研究事業に関する目録を作成し、及び利用に供すること。

十五 学術に関する情報資料を收集し、及び保存し、並びに教育機関及び研究機関に対し、これら的情報を提供する等の便宜を與えること。

四 社会教育に関する教材等の解説目録を作成し、及び利用に供すること。

五 社会教育としての通信教育に関する事務。

六 社会教育局(社会教育局の事務)

七 初等中等教育の基準の設定に関する事務。

八 学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。

九 高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校の行う通信教育に関する事務。

十 一 大学の設置、廃止、設置者の変更等の認可を行うこと。

十一 国立大学及びこれに附置する

よる学位の授與について認可を行ふものとする。

附則第十一項中「管理局」を「初

等中等教育局」に改め、同項を附

則第十項とし、附則第十二項を附

則第十一項とする。

附則第十三項中「第十三条」を

「第十四条」に改め、同項を附則

第十二項とする。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年七月

一日から施行する。

2 宗教法人法（昭和二十六年法律

第一百二十六号）の一部を次のよう

に改正する。

第七十六条中「文部大臣官房」を

「文部省調査局」に改める。

○文部省調査局

たゞいま上程になり

ました文部省設置法の一部を改正する

法律案についてその大要を御説明申し

上げます。

○文部省委員会

たゞいま上程になり

ました文部省設置法の一部を改正する

法律案についてその大要を御説明申し

上げます。

今回の改正案による文部省機構改革

は、二つの趣旨に基いております。第

一は行政簡素化の趣旨にのつて文部

省の内部組織を簡素化したことであ

ります。第二は從来の機構のうち不合理

不便な点を改め、自主独立後の新事態

に即するよう所要の調整を加えたこと

であります。

第一の文部省の内部組織を簡素化す

る趣旨によるものとして、まず政府の

部制廃止の一般方針にのつて管理

局の教育施設部を廃止いたしました。

今後は教育施設部の事務は管理局にお

いて処理することといたします。また大臣官房の事務をその本来の事務

である人事、総務、会計に関するもの

に限定し、他の事務はすべてそれく

関連ある局の所掌に屬せしめました。内部組織の簡素化としては、以上であります。いまして今日は局の廢止を行わなかつたのであります。これは文部省は昭和二十四年の行政改革の際二局を整理しました関係上、これらの点については終了したものと認められたからであります。よつて新機構では一部を減じて一官房五局となつているわけであります。

次に第二の従来の不合理不便な点を改めたこととであります。これを改めにあたつての方針は、行政の一元化といふことであります。旧機構では、指導行政と管理行政とを分離する方針がとられました。従来の経験によれば、これはよい面もありますが、一面において不合理不便な点を生じ、また責任の所在が明らかでないという遺憾なこともあります。そこで今般はもっぱら事務の運営が最も合理的にかつ能率的に行われるようにならなければ、これがよい面もありますが、一

す。著作権に関する事務を管理局から

すが、さきにも触れましたように、大臣官房を簡素化するため、官房の事務を人事、総務、会計に関するものに限

定し、涉外関係及び国際文化に関する事務並びに宗教法人等宗教に関する事務は調査局に、共済組合に関する事務

は調査局に移すことといたしました。

第一に、大臣官房についてであります。第一に、大臣官房についてであります。さきにも触れましたように、大臣官房を簡素化するため、官房の事務を人事、総務、会計に関するものに限定し、涉外関係及び国際文化に関する事務並びに宗教法人等宗教に関する事務は調査局に移すことといたしました。

第二に、初等中等教育局についてであります。第二に、初等中等教育局についてであります。この点についてでもさきに

触れましたように、事務の運営の合理

的かつ能率的に行われることをねらい

いたしました。従来調査普及局にお

りますが、この点についてでもさきに

触れましたように、事務の運営の合理

的かつ能率的に行われる運動競技に

す。著作権に関する事務を管理局から

すが、さきにも触れましたように、大臣官房を簡素化するため、官房の事務を人事、総務、会計に関するものに限定し、涉外関係及び国際文化に関する事務並びに宗教法人等宗教に関する事務は調査局に移すことといたしました。

第三に、社会教育局についてであります。第三に、社会教育局についてであります。この点についてでもさきに

触れましたように、事務の運営の合理

的かつ能率的に行われることをねらい

いたしました。従来調査普及局にお

りますが、この点についてでもさきに

規定期間において行われる運動競技に

す。著作権に関する事務を管理局から

すが、さきにも触れましたように、大臣官房を簡素化するため、官房の事務を人事、総務、会計に関するものに限定し、涉外関係及び国際文化に関する事務並びに宗教法人等宗教に関する事務は調査局に移すことといたしました。

第四に、社会教育局についてであります。第四に、社会教育局についてであります。この点についてでもさきに

触れましたように、事務の運営の合理

的かつ能率的に行われることをねらい

いたしました。従来調査普及局にお

りますが、この点についてでもさきに

規定期間において行われる運動競技に

す。著作権に関する事務を管理局から

すが、さきにも触れましたように、大臣官房を簡素化するため、官房の事務を人事、総務、会計に関するものに限定し、涉外関係及び国際文化に関する事務並びに宗教法人等宗教に関する事務は調査局に移すことといたしました。

第五に、社会教育局についてであります。第五に、社会教育局についてであります。この点についてでもさきに

触れましたように、事務の運営の合理

的かつ能率的に行われることをねらい

いたしました。従来調査普及局にお

りますが、この点についてでもさきに

規定期間において行われる運動競技に

す。著作権に関する事務を管理局から

すが、さきにも触れましたように、大臣官房を簡素化するため、官房の事務を人事、総務、会計に関するものに限定し、涉外関係及び国際文化に関する事務並びに宗教法人等宗教に関する事務は調査局に移すことといたしました。

第六に、管理局についてであります。第六に、管理局についてであります。この点についてでもさきに

触れましたように、事務の運営の合理

的かつ能率的に行われることをねらい

いたしました。従来調査普及局にお

りますが、この点についてでもさきに

規定期間において行われる運動競技に

す。著作権に関する事務を管理局から

すが、さきにも触れましたように、大臣官房を簡素化するため、官房の事務を人事、総務、会計に関するものに限定し、涉外関係及び国際文化に関する事務並びに宗教法人等宗教に関する事務は調査局に移すことといたしました。

第七に、管理局についてであります。第七に、管理局についてであります。この点についてでもさきに

触れましたように、事務の運営の合理

的かつ能率的に行われることをねらい

いたしました。従来調査普及局にお

りますが、この点についてでもさきに

触れましたように、事務の運営の合理

的かつ能率的に行われることをねらい

す。

○八木委員長 本日は警察予備隊に関する件を議題といたしまして、質疑を行ふことにいたします。質疑の通告がありまからこれを許します。江花君。

○江花委員 警察予備隊の隊員の現在の保健の状態及びこれに対する人事あるいは施設の点について簡単に御質問を申し上げたいと思います。申すまでありませんが、責任のある御答弁を簡潔にお願いいたします。

第一に現在の七万五千人おあります予備隊の保健一、健康といいますか、病院の状態を御説明願いたいと思います。

○江口政府委員 予備隊の隊員の健康状態について御理解ある御質問をいただいたのであります、一昨年早々に七万五千の隊員を收容いたしました当座は、衛生管理の問題におきましてもはなはだ良好な成績ではなかつたのであります。しかしその後大体各キャンプにおきましては比較的良好な衛生状態を出現しておるというふうに考えております。一般の罹病率にいたしましても現在のところは大体千人について二十七人くらいの割合になつております。

この割合はその他の方面、鉄道あるいは通信関係におきます罹病率などに比べても、はるかに少いのであります。病院の施設と申しますが、たまに申しましたように、医療の点におきましても申しあげました計画ができるだけ

しております。それには現在のことこ

ろ医官を少くとも一名程度は配当できるようになつております。それ以上に行ふことにいたします。質疑の通告が行ふことにいたします。質疑の通告がありますからこれを許します。江花君。

○江花委員 病院を持ちたいとは考えておりま

が、いろいろの事情で理想的な病院を長期を要する入院患者等につきまして申します。申すまでありませんが、責任のある御答弁を簡潔にお願いいたします。

第一に現在の七万五千人おあります予備隊の保健一、健康といいますか、病院の状態を御説明願いたいと思います。

○江口政府委員 予備隊の隊員の健康状態について御理解ある御質問をいただいたのであります、一昨年早々に七万五千の隊員を收容いたしました当

に考えております。

○江花委員 何も意地悪い質問ではありませんので、私の方でなるべく簡単

に。率直に申し上げます。この千人のうち二十七人程度の率で罹病者があ

る、この処置は、今承りますと、キャンプでも相当やつておるようあります。

ですが、そうすると大部分は委託療養といたしまして付近の国立病院その他の病院を特約いたしまして、そこへできるだけ

收容していただく、しかもその場合に他の一般患者の圧迫とならないよう

に考えております。将来の予備隊自体の病院計画といたしましては、全国に二百ベッドないし八百ベッドの病院を八、九箇所持つたいもの

だと考えております。現在そういう病院らしい病院といたしましては、九州の針尾にキャンプに隣接しまして百ベ

ドの病院を八、九箇所持つておられます。それから福山の施設を利用いたしまして、そこに三百程度の病床を持つよう

に計画いたしております。もちろんそ

て、病人あるいはけが人に対して治療

をしたりする、こういう方針のよう

に考えております。

○江花委員 何も意地悪い質問ではあ

りませんので、私の方でなるべく簡単

に。率直に申し上げます。先ほど申しました通

に。率直に申し上げます。この千人のうち二十七人程度の率で罹病者があ

る、この処置は、今承りますと、キャン

プでも相当やつておるようあります。

ですが、そうすると大部分は委託療養と

しておるような次第であります。

○江花委員 時間もたちますので簡単

に申し上げます。先ほど申しました通

り、東京に中央病院をつくること

も非常にけつこうなことでありますけ

れども、予備隊のようなところは特に現地の方でとりあえずの治療をやり、

に委託いたしまして、療養させておる

次第でございます。国立病院等につきましては、もちろん診療費につきまし

て十分な契約を結びまして、こちらが

院の設置、運営等について非常に消極的だ、こういう見方も一部にあるよう

に考えております。

○江花委員 先ほど申し上げましたよ

う病院をつくるよりも、ただいまの御

質問のように、やはり地方の方を先に

お見えにならないかといふようなこと

がござりますが、これにはどうし

ておられますか。相変わらずわれく今後

も多額の経費を要します關係もござ

りますが、この点はどうですか。

○江口政府委員 病院計画につきまし

ておられます。

○江花委員 時間もたちますので簡単

に申し上げます。先ほど申しました通

り、東京に中央病院をつくること

も非常にけつこうなことでありますけ

れども、予備隊のようなところは特に

現地の方でとりあえずの治療をやり、

に委託いたしまして、療養させておる

次第でございます。国立病院等につき

ましては、もちろん診療費につきまし

ます。

○江花委員 何も意地悪い質問ではあ

りませんので、私の方でなるべく簡単

に。率直に申し上げます。この千人のうち二十七人程度の率で罹病者があ

る、この処置は、今承りますと、キャン

プでも相当やつておるようあります。

ですが、そうすると大部分は委託療養と

いたしまして付近の国立病院その他の病院

を特約いたしまして、そこへできるだけ

收容していただく、しかもその場合に他の一般患者の圧迫とならないよう

に考えております。

○江花委員 先ほど申しましたよ

う病院をつくるよりも、ただいまの御

質問のように、やはり地方の方を先に

お見えにならないかといふようなこと

がござりますが、これにはどうし

ておられますか。相変わらずわれく今後

も多額の経費を要します關係もござ

りますが、この点はどうですか。

○江口政府委員 病院計画につきまし

ます。

○江花委員 時間もたちますので簡単

に申し上げます。先ほど申しました通

り、東京に中央病院をつくること

も非常にけつこうなことでありますけ

れども、予備隊のようなところは特に

現地の方でとりあえずの治療をやり、

に委託いたしまして、療養させておる

次第でございます。国立病院等につき

ましては、もちろん診療費につきまし

ます。

○江花委員 何も意地悪い質問ではあ

りませんので、私の方でなるべく簡単

に。率直に申し上げます。この千人のうち二十七人程度の率で罹病者があ

る、この処置は、今承りますと、キャン

プでも相当やつておるようあります。

ですが、そうすると大部分は委託療養と

いたしまして付近の国立病院その他の病院

を特約いたしまして、そこへできるだけ

收容していただく、しかもその場合に他の一般患者の圧迫とならないよう

に考えております。

○江花委員 先ほど申しましたよ

う病院をつくるよりも、ただいまの御

質問のように、やはり地方の方を先に

お見えにならないかといふようなこと

がござりますが、これにはどうし

ておられますか。相変わらずわれく今後

も多額の経費を要します關係もござ

りますが、この点はどうですか。

○江口政府委員 病院計画につきまし

非常に医官がほしいと思つておりますのに、なか／＼りづばな医官を得ることが困難でございます。医官の定員としては三百十一名ほしいのですが、ただいまのところ百二十名程度しか充足できておりない始末でございます。従いまして病院を建てるにしても、医官の充足ができなければ、建物ばかりできても運営が行き届かないということになりますので、学校卒業者の者に呼びかけるとかいろいろな方法を講じて、極力医官を集めたい、目下真剣に努力しておる次第でござります。

○江花委員 医官が集まらないという理由は、俸給が少い、という点もあるかと思います。また病院設備のないようなどころへは、手ぶらで入つておつてもしようがないから入らぬという人もある。これは率直に申し上げて恐縮であります。が、当局としてはそこまでお答えにならなくてもいいのですが私どもの心配しておりますことは、これはどこでもそうですが、学閥といいますか、派閥といいますか、医者ほどそれの強いものはない。これにはまたこれでいいところもあるのであります。たとえば京都大学出身の医官がその長なり何なりにすわりますと、そのほかの大学出身者は引こうともしないし、また行こうともしないという傾向が非常に強い。これではいけませんので、研究室でもあればそれはけつこうですが、いやしくも将来いろ／＼重要な使命を持つておる予備隊の医官の人がいる大学の学閥とか派閥とかによつて行われるようでは、これは絶対によくないことであります。日本の敗戦の原因を調べてみても、学閥というようなこと

が相当大きな原因になつておるという解釈もあるのですから、こういう点よく注意していただいて、もしそしがありましたならば、そういう人は申しがちからかえていただきまして、広く心部からかえてもらいたい。本名を集める人にしてもらいたい。本名衛生官は私の郷里の人でありますから、何か人事について話になつた人であります。その意味で決して本名衛生官が悪いとかどうとかは誤解のないように願いたいのですがただ聞くところによるとそういう点があるようですから、何か人事についてさわりがあるならば長官にもよくあなたからお話を聞いて断固として肅正したい。その他福山病院をつくるかどうかの問題、歯館の病院をつくるかどうかの問題、東京病院の敷地の問題、あるいは久里浜の問題、そういう問題についても私若千調べたものが本旨であります。どうか私の申し上げた眞の意味を聲明なる江口次長はおこみとりくださいまして、そうになつた江口次長に汗をかいていただきたいことはたくさんあります。これが私の勇気に断行していただきたいと考えておるのであります。まだ私の申し上げたいことはたくさんありますが、これをもつて私の質問を打ちります。

○八木委員長 本日はこれにて散会いたします。次会は明日午前十時半より開会いたします。

午後三時十七分散会

昭和二十七年五月十四日発行